

すまいる通信 第11号

相続税を支払わなければならない人が、今までは相続発生件数の4%だったのに対し、平成27年の増税によりその割合が7%~8%に増えるとか、東京都内に関しては10%になるとか言われています。また、相続税申告対象者については、首都圏では20.9%から44.5%に増え、東京都内に限っては、25.5%から50.3%に増えるとのこと。つまり、東京都内の2人に1人が相続税の申告をしなければならないということです。

ここで、「納税」と「申告」の違いについて。相続財産が基礎控除額を越えなければ申告する必要がありません。来年以降なら相続財産額が

$3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人数}$

以下なら申告しなくても相続税ゼロです。それに対し、基礎控除額を超えてしまうけど、小規模宅地や配偶者の税額軽減などの特例を使うことにより相続税がゼロになるという人は申告をしなければなりません。これを勘違いして、相続税がゼロになるからイヤと申告をしないと後でエライ目にあいます。相続税がかかるかどうか心配という人は、事前に相続税の試算をするようにしましょう。

また、最近では相続税増税についての記事や、節税セミナーの広告を目にすることが多いですが、なかには必要以上に不安をあおるものを見かけたりもします。相続税が増税になるからといって、あわててはいけません。それは慎重に検討する必要があります。相続対策について気になる方は、お気軽にご相談ください。

相続の専門家による無料相談を実施しています

- 相続で争いにならないためには？
- 税金はいくらかかるの？
- 税金は安くできるの？
- 目に見えない問題点は？



あなたの疑問に、相続アドバイザーがお答えします。

不動産の売却ご相談ください

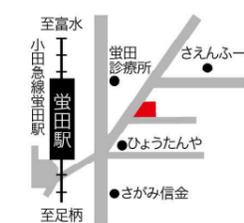
- 無料査定
- 秘密厳守

長尾影正（ながおかげまさ）プロフィール

行政書士
宅地建物取引主任者
2級ファイナンシャル・プランニング技能士
相続アドバイザー協議会認定会員（18期生）



昭和49年7月生まれ。
妻：明日香（昭和55年4月生まれ）長男：皇成（平成22年3月生まれ）
神奈川県湯河原町出身。小田原市在住。神奈川県立西湘高校卒。



すまいる株式会社
代表取締役 長尾影正
小田原市鴨宮666番地の1
TEL: 0465-20-8501
<http://www.i-kinokuniy.net>

行政書士長尾影正事務所
小田原市蓮正寺370番地の68
TEL: 0465-39-1900
mail: nagao3@smile-club.net
<http://www.yuigon-souzoku.info>

